平成２８年（フ）第４０号
愛知県豊川市上野３丁目221番地、従前の住所愛知県豊田市朝日町４丁目３番地59
債務者　小林　正輝
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４２号
愛知県豊川市西口町２丁目23番地
債務者　鈴木スミ枝
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５１２号
岡山市東区西大寺松崎248番地157リブ宮崎Ｄ―201号
債務者　馬場　隆廣
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０１号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町13番33号　平和荘４号
債務者　熊切　貴文
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７８号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目17番21―302号
債務者　中村　辰也
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９３号
横浜市旭区西川島町99番地６　リバーサイドコーポ205号
債務者　田澤　美惠
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６号
静岡市葵区古庄３丁目14番12―３号
債務者　岡本　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
北海道旭川市川端町４条５丁目３番２号
債務者　古西　一生
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３３号
東京都三鷹市中原３丁目12番４―401号
債務者　山本　邦昭
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
愛知県西尾市寄住町佃19番地　レジデンス佃202号室
債務者　前田　正太
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
東京都町田市鶴川６丁目８番地12の301
債務者　風間　彩華
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８８号
東京都東村山市秋津町５丁目18番地６すずらんコーポ101
債務者　佐々木勝弘
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
熊本県天草市浄南町３番５号　ＩＲマンション302
債務者　山川　　都
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月27日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第２６号
栃木県小山市大字横倉新田12番地48、従前の住所栃木県小山市東城南１丁目26番地７　エイジハイツ201号
債務者　長畑　悦子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５００号
横浜市港北区篠原北１丁目10番18―503号
債務者　西田　亜希
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部